

第95期

報告書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

目次

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	24
■ 計算書類	27
■ 監査報告	30

▶連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toshibatec.co.jp/>) に掲載しておりますので、第95期報告書には記載していません。

(第95期定時株主総会招集ご通知添付書類)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、2019年12月頃までは、米国では景気は堅調に推移し、欧州及びアジアでは総じて景気は緩やかに減速し、日本では景気は緩やかな回復基調が続いていましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響が実体経済にまで広がり、世界経済は、急激に悪化して想定を超えた未曾有の難局を迎えるに至りました。

このような状況下で、当社は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、生産拠点の一時閉鎖を含む様々な対策を講じつつ、「店舗・オフィスを起点に顧客現場の課題を解決するソリューションパートナー」を目指し、「ソリューション事業拡大」、「コアビジネス業容拡大」及び「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に最大限努めてまいりました。

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる海外市場向けPOSシステム及び海外市場向け複合機の減少や、為替による悪化影響はありましたが、国内市場向けPOSシステムが増加したことなどから、4,837億99百万円（前連結会計年度比2%増）となりました。また損益につきましては、国内市場向けPOSシステムが大幅増益となったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより海外市場向けPOSシステム及び海外市場向け複合機の損益が悪化したこと、新興国通貨と米ドルとの間で為替差損が発生したこと、繰延税金資産の一部を取り崩したことなどから、営業利益は139億77百万円（前連結会計年度比22%減）、経常利益は115億59百万円（前連結会計年度比30%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億30百万円（前連結会計年度比67%減）となりました。

なお、当事業年度に係る期末配当につきましては、上記の業績や経営環境などを総合的に勘案した結果、前事業年度の期末配当に比べ20円減配して1株当たり10円とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご了承賜りたいと存じます。

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		当連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
リテールソリューション	292,303	60	311,461	63	19,158	+7
プリンティングソリューション	192,949	40	179,855	37	△13,094	△7
計	485,252	100	491,316	100	6,064	+1
消 去	△8,428	—	△ 7,517	—	911	—
合 計	476,824	—	483,799	—	6,975	+2

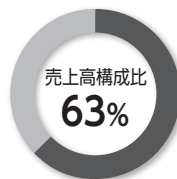
(注) 上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

リテールソリューション事業

売上高 3,115億円 前連結会計年度比 7%増

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



売上高(億円)



国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品などを取り扱っているリテールソリューション事業は、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、マーケットニーズにマッチした新商品の開発、主力・注力商品の拡販、エリア・マーケティングの推進、コスト競争力強化による収益体質向上などに鋭意注力いたしました。

国内市場向けPOSシステムは、消費税率引き上げ及び軽減税率制度の実施に伴い全般的にPOSシステムの販売が好調であったことに加え、人手不足を背景にセミセルフレジ及びセルフレジの売上が伸長したことから、売上は増加いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、北米で売上が増加しましたが、欧州での売上の減少に加え、前年同期に大口物件が集中した反動によりアジアで売上が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

国内市場向け複合機は、販売台数は減少しましたが、売上は前年同期並みとなりました。

国内市場向けオートIDシステムは、バーコードプリンタ全体の販売台数は減少したものの、中高級機種の販売台数が伸長したことなどから、売上は増加いたしました。

この結果、リテールソリューション事業の売上高は、3,114億61百万円（前連結会計年度比7%増）となりました。また、同事業の営業利益は、海外市場向けPOSシステムの損益悪化はありましたが、国内市場向けPOSシステムが大幅増益となったことなどから、143億44百万円（前連結会計年度比16%増）となりました。

プリンティングソリューション事業

売上高 1,799億円 前連結会計年度比 7%減

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



売上高(億円)



海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品などを取り扱っているプリンティングソリューション事業は、競合他社との価格競争激化が続く厳しい事業環境の中で、戦略商品の拡販、オフィス領域の業務ソリューションの拡充、パーティカル市場と新規事業領域の開拓、海外子会社の構造改革による固定費削減の推進などに鋭意注力いたしました。

海外市場向け複合機は、新型コロナウイルス感染拡大や為替の影響などにより、米州、欧州及びアジアで売上が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、米州で大手顧客向け販売により売上が増加したものの、欧州及びアジアで売上が減少したことから、売上は減少しましたが、為替の影響を除けば、売上は前年同期並みとなりました。

インクジェットヘッドは、国内顧客向けの売上は増加しましたが、海外顧客向けの売上が減少したことから、売上は減少いたしました。

この結果、プリンティングソリューション事業の売上高は、1,798億55百万円（前連結会計年度比7%減）となりました。また、同事業の損益は、海外市場向け複合機の損益が悪化したことなどから、3億66百万円の営業損失（前連結会計年度は56億66百万円の営業利益）となりました。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグなどのデータを取り込み、内容を識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は99億22百万円（前連結会計年度比6%増）であります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充

POSシステム及び複合機の新製品の金型。

③ 重要な設備の売却、撤去、滅失等

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資などに自己資金を充当しており、当連結会計年度中に増資及び社債発行などの特別な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、各国における経済対策の効果などが期待されるものの、新型コロナウイルス感染拡大の実体経済への影響が一段と顕在化・深刻化し、当面の間、先行きを見通すことができない未曾有の難局が続くものと予想されます。

このような状況下におきましても、当社グループは「店舗・オフィスを起点に顧客現場の課題を解決するソリューションパートナー」を目指し、「ソリューション事業拡大」、「コアビジネス業容拡大」及び「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に、グループ一丸となって取り組む所存でございます。

2020年度（第96期）における各事業の主要施策は、以下のとおりでございます。

・リテールソリューション事業

主力商品である国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品の拡販と、トータルソリューションの提供に向けて、マーケットニーズにマッチした新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、サービス事業・サプライ事業の強化、販売サービス網の最適化などにより、事業拡大を進めてまいります。

・プリンティングソリューション事業

主力商品である海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の拡販と、幅広い商品群・マーケットを活かしたトータルソリューションの提供に向けて、戦略的新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、販売サービス網の最適化、新興国事業の強化などにより、収益体質の強化に努めてまいります。

以上の施策にグループ一丸となって取り組んでまいります。今後、新型コロナウイルス感染が拡大した場合には、売上の減少や海外製造拠点の操業度低下など、当社グループの経営に多大な影響を及ぼすリスクがあります。各報告セグメントにおいて想定されるリスクの内容は、次のとおりであります。

・リテールソリューション事業

消費者心理の冷え込みと外出機会の減少等により店舗小売業の業績への影響が拡大し、国内及び海外市場向けPOSシステムの販売が減少することが予想されます。また、外出抑制措置や在宅勤務増加などに伴い事業活動が制限され、販売・保守サービスに影響が出るが見込まれます。

・プリンティングソリューション事業

国内及び海外市場向け複合機ともに、外出抑制措置や在宅勤務増加などに伴いオフィスにおける複合機の利用機会が大幅に減少することにより、販売台数の減少、保守サービスの売上減少が見込まれます。

当社グループは、これらのリスクの顕在化による経営への影響を低減するため、徹底した間接経費削減や業務効率化による固定費削減、製造原価改善などのコスト削減施策とともに、消費動向や顧客動向を踏まえた売上リカバリー施策を実施いたします。

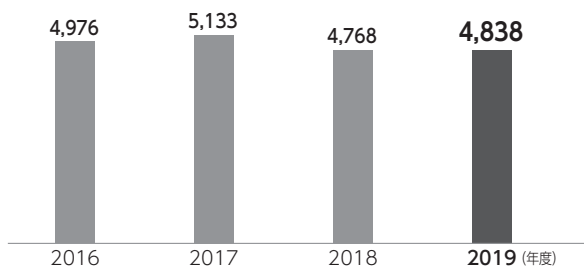
株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

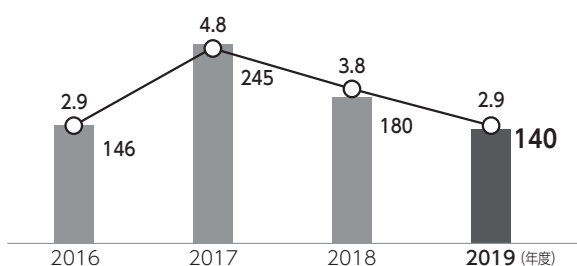
区分	2016年度 第92期	2017年度 第93期	2018年度 第94期	2019年度 第95期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	497,611	513,289	476,824	483,799
営業利益 (百万円)	14,649	24,546	17,989	13,977
営業利益率 (%)	2.9	4.8	3.8	2.9
経常利益 (百万円)	12,534	22,768	16,471	11,559
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,758	17,512	11,211	3,730
1株当たり当期純利益 (円)	141.21	318.73	204.00	67.84
総資産 (百万円)	269,393	282,630	275,055	288,473
純資産 (百万円)	76,047	93,215	100,758	96,384

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算出しております。

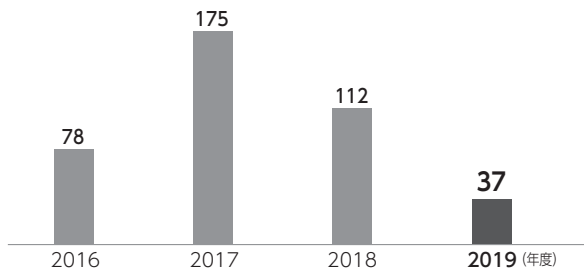
■ 売上高 (億円)



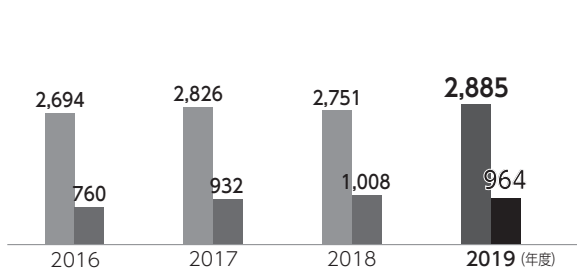
■ 営業利益 (億円) ○ 営業利益率 (%)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



■ 総資産 (億円) ■ 純資産 (億円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況

- ・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する議決権比率 (%)		当社との関係
(株) 東 芝	200,044百万円	直接 間接	52.6 0.1	資金運用のための預け入れ

- ・親会社との取引に関する事項

当社は、当社グループにおける効率的な資金運用のために(株)東芝に対して資金の預け入れを行っておりますが、資金の預け入れについては、同社以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定しております。

このことから、当社取締役会は、親会社との当該取引が、当社独自の経営判断で決定されており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ・親会社グループにおける当社の位置づけ

当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にあります。上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は78社（前連結会計年度比3社減）であります。

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソリューション社	307,673千米ドル	50.1	プリンティングソリューション事業	米国
東芝グローバルコマースソリューション社	360,000千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東芝テック深圳社	20,158千米ドル	95.7	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テックソリューションサービス(株)	200百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝テック香港調達・物流サービス社	2,000千香港ドル	100.0	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テックドイツ画像情報システム社	11,000千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	ドイツ

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝テックシンガポール社	40,000千シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール
東芝テックフランス画像情報システム社	41,515千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	フランス
テックインドネシア社	1,500千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
テックインフォメーションシステムズ(株)	140百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
東芝グローバルコマースソリューション・オランダ社	18千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
東芝テック英国画像情報システム社	26,117千スターリングポンド	100.0	プリンティングソリューション事業	英国
東芝テックマレーシア製造社	35,000千マレーシアリングギット	100.0	プリンティングソリューション事業	マレーシア
東芝テックヨーロッパ流通情報システム社	3,361千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	ベルギー
東芝テックカナダビジネスソリューション社	16,700千カナダドル	100.0	プリンティングソリューション事業	カナダ
(株) テーイーアール	20百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社	689,087千メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)	100百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

(注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。

②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

区分	名称、所在地
本社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開発・製造拠点	静岡事業所 (三島市、伊豆の国市)
販売拠点	東北支社 (仙台市)、北関東支社 (さいたま市)、東京支社 (東京都品川区)、中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)、中四国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市) 他45支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
リテールソリューション	9,392	154 (増)
プリンティングソリューション	10,052	130 (減)
当社本社部門	570	10 (増)
合計	20,014	34 (増)

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

54,986,225株 (自己株式2,642,915株を除く)

(3) 株主数

8,627名

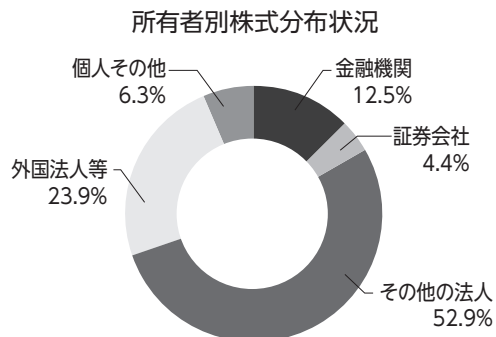
(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
(株) 東 芝	28,827	52.4
クレディ・スイス証券(株)	2,002	3.6
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	1,738	3.2
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,591	2.9
MSIP CLIENT SECURITIES	1,270	2.3
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジエイピーアールデイ アイエスジー エフイー エイシー	1,268	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,015	1.8
ゴールドマンサックス インターナショナル	1,005	1.8
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	800	1.5
東芝テック社員持株会	780	1.4

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算定しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる 株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第4回株式報酬型新株予約権 (2011年8月2日)	2011年8月3日から 2041年8月2日まで	9	1,800	1,580	1
第5回株式報酬型新株予約権 (2012年8月2日)	2012年8月3日から 2042年8月2日まで	11	2,200	1,455	1
第6回株式報酬型新株予約権 (2013年7月31日)	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	6	1,200	2,750	1
第7回株式報酬型新株予約権 (2014年7月31日)	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	9	1,800	3,335	1
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年7月29日)	2015年7月30日から 2045年7月29日まで	8	1,600	3,010	1
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年8月31日)	2016年9月1日から 2046年8月31日まで	21	4,200	2,015	1
第10回株式報酬型新株予約権 (2017年8月9日)	2017年8月10日から 2047年8月9日まで	20	4,000	3,025	1
第11回株式報酬型新株予約権 (2018年8月9日)	2018年8月10日から 2048年8月9日まで	32	6,400	3,195	1
第12回株式報酬型新株予約権 (2019年7月23日)	2019年7月24日から 2049年7月23日まで	80	16,000	3,101	1

(注) ①上記の新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

②当社は、2018年10月1日をもって、株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「1株当たり払込金額」が調整されております。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	業務執行取締役		執行役員（取締役兼務者を除く）	
	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)
第4回株式報酬型新株予約権	9	1	—	—
第5回株式報酬型新株予約権	11	1	—	—
第6回株式報酬型新株予約権	6	1	—	—
第7回株式報酬型新株予約権	9	1	—	—
第8回株式報酬型新株予約権	8	1	—	—
第9回株式報酬型新株予約権	21	2	—	—
第10回株式報酬型新株予約権	20	3	—	—
第11回株式報酬型新株予約権	32	6	—	—
第12回株式報酬型新株予約権	44	7	36	9

(注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役は、新株予約権を保有していません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、上記の第12回株式報酬型新株予約権に関して、業務執行取締役7名に44個を、執行役員（取締役兼務者を除く）9名に36個を、2019年7月23日付にて割り当てました。

なお、業務執行取締役以外の取締役、監査役及び従業員、並びに子会社の役員及び従業員に割り当てた新株予約権は、ありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 隆之	社長執行役員、リスク・コンプライアンス統括責任者（CRO） 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	井上 幸夫	常務執行役員、財務統括責任者（CFO）、内部管理体制推進担当、 財務部長
取締役	内山 昌巳	常務執行役員、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	山田 雅広	常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長
取締役	金田 仁	常務執行役員、法務担当、総務部長、指名・報酬諮問委員会委員
取締役	山口 直大	執行役員、生産・調達・SCM統括センター長、 全社生産統括責任者 東芝テック深圳社 董事長
取締役	武井 純一	執行役員、IT戦略システム担当、経営企画部長、 イノベーション推進部長、全社営業統括責任者、 経営変革統括責任者
取締役	和田 あゆみ	(株)東芝 執行役常務、米州総代表
社外取締役	桑原 道夫	指名・報酬諮問委員会委員長 東京外国語大学 監事 片倉工業(株) 社外取締役
社外取締役	長瀬 眞	指名・報酬諮問委員会委員 (株)ハピネット 社外取締役 三菱地所(株) 社外取締役
監査役	佐藤 吉成	(常勤)
監査役	鈴木 道雄	(常勤)
社外監査役	田淵 秀夫	一
社外監査役	奥宮 京子	弁護士

- (注) ①2019年6月28日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、取締役 坂邊政継氏及び同 長谷川直人氏は任期満了により、監査役 川澄晴雄氏は辞任により、退任いたしました。
- ②取締役 武井純一氏、同 和田あゆみ氏及び監査役 鈴木道雄氏は、第94期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- ③監査役 佐藤吉成氏は、当社の経理・財務に関する業務に長年に亘り従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 田淵秀夫氏及び同 奥宮京子氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑤2020年4月1日付にて、次のとおり担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	内山昌巳	専務執行役員、社長補佐、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	武井純一	執行役員、IT戦略システム担当、経営企画部長、全社営業統括責任者、経営変革統括責任者
取締役	和田あゆみ	㈱東芝 執行役員常務、米州総代表

⑥当社は、当社は、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員の員数は16名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、執行役員 川村悦郎氏、同日吉武司氏、同 江口健氏、同 古山浩之氏、同 河野英治氏、同 小山幸男氏、同 鈴木淳史氏、同 平等弘二氏及び同 大西泰樹氏の9名となっております。なお、2020年3月31日をもって、執行役員 川村悦郎氏は任期満了により退任いたしました。また、同年4月1日付にて、錦織弘信氏が副社長執行役員に、田中康己氏及び嶋崎裕之氏が執行役員に新たに就任し、執行役員の員数は18名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (内、社外取締役)	10 (2)	224 (17)
監査役 (内、社外監査役)	5 (2)	53 (12)

(注) ①当事業年度末現在の取締役10名及び監査役4名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)と当事業年度中に退任された取締役2名及び監査役1名とを合わせ、このうち、無報酬の非業務執行取締役2名を除いて表示しております。

②報酬等の額には、以下を含めております。

- ・当事業年度の貸借対照表に計上した役員賞与引当金繰入額
取締役8名 32百万円 監査役3名 3百万円
- ・当事業年度中に交付した以下の株式報酬型新株予約権
取締役7名 27百万円

なお、社外役員に対する役員賞与の支給及び株式報酬型新株予約権の交付はありません。

③上記報酬等の額のほか、前事業年度に係る役員賞与として、前事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額(取締役10名に対し16百万円、監査役2名に対し3百万円)に加え、当事業年度中に下表のとおり支給しております。なお、下表は、前事業年度末時点の取締役10名及び監査役4名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)と、前事業年度中に退任された取締役4名及び監査役1名(内、社外監査役1名)とを合わせ、このうち、役員賞与の支給対象外である取締役4名及び監査役3名(内、社外取締役2名及び社外監査役3名)を除いて表示しております。

区分	支給人員 (名)	役員賞与額 (百万円)
取締役 (内、社外取締役)	10 (-)	23 (-)
監査役 (内、社外監査役)	2 (-)	0 (-)

④取締役の報酬額は、年額300百万円以内(内、社外取締役42百万円以内)であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。また、業務執行取締役に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は、年額30百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。

⑤監査役の報酬額は、年額110百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係等

社外取締役 桑原道夫氏は、東京外国語大学の監事及び片倉工業(株)の社外取締役に兼務しております。東京外国語大学及び片倉工業(株)と当社との間に開示すべき関係はありません。

社外取締役 長瀬眞氏は、(株)ハピネットの社外取締役及び三菱地所(株)の社外取締役に兼務しております。(株)ハピネット及び三菱地所(株)と当社との間に開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	桑原道夫	当事業年度に開催した取締役会14回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外取締役	長瀬眞	当事業年度に開催した取締役会14回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外監査役	田淵秀夫	当事業年度に開催した取締役会14回及び監査役会13回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	奥宮京子	当事業年度に開催した取締役会14回及び監査役会13回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 田淵秀夫氏及び同 奥宮京子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
当社の会計監査人としての報酬等の額	139
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	156

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、リスクの認識及び監査手法等の評価を行い、また、社内関係部門から必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、全ての海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針（2020年3月31日現在）

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
 - イ. 取締役会は、定期的に取り締役員及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
 - エ. 監査役は、定期的に取り締役員及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
 - オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役員、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
 - イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
 - ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
 - エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
 - オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
 - カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
 - ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
 - カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。
 - キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
- イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会が策定した「グループ行動基準」に則り、高い倫理観と遵法の精神をもって職務を執行しております。
 - イ. 取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させております。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から半期に1回経営監査結果の報告を受けております。
 - エ. 監査役は、定期的に取り締役及び執行役員に対しヒアリングを行っております。また、監査役は、経営監査部門長から経営監査結果について都度報告を受けております。
 - オ. 当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」に取り締役、執行役員及び従業員が監査役に対して報告すべき事項を定め、監査役が重要な法令違反等について取締役、執行役員及び従業員から報告を受けるための体制を整備しております。また、監査役は、個別の事案に関して、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関する報告はありませんでした。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等を、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき適切に保存、管理しております。
 - イ. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を、文書または電子データの形式により一覧性・検索性の高い状態で保存、管理し、取締役、執行役員及び監査役が容易に閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのクライシスリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等（以下、施策等という。）を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を、実現可能性及び基本方針との整合性等について審議した上で、承認しております。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化しております。
- ウ. 取締役及び執行役員は、取締役会から与えられた自らの権限及び責任に基づき、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定しております。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、案件の重要性に応じて取締役会、経営会議、経営決定書等の適切な決定機関で審議の上、業務の決定を行っております。
- オ. 取締役及び執行役員は、半期及び年度毎に経営会議等で審議の上、当社及び子会社の業績評価を適切に行っております。
- カ. 当社は、情報セキュリティ強化の観点から、「情報セキュリティ管理基本規程」等を定め、情報の適正な管理を実施しており、取締役及び執行役員は、当該規程等に基づき、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、当社グループの役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じ実施することにより、役員及び従業員に「グループ行動基準」の遵守を徹底しております。
- イ. 上記「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ア.」に記載のとおりであります。
- ウ. 当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設置するとともに、当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による当該制度の利用を促進するため、社内のイントラネット等で当該制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、内部通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関する報告はありませんでした。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にあります。上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。
- イ. 子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備しております。また、当社は、子会社に対し、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、子会社の役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じて実施するよう要請しており、子会社は、当社の要請に応じ当該教育等を実施しております。
- ウ. 当社は、子会社に対し、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「権限基準」及び「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告し、または当社の事前承認を得るよう周知、徹底しております。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させております。また、当社は、子会社を対象にした自主モニタリングシステムを導入しており、各子会社は、当該システムにより自社の内部管理体制の整備・運用状況を確認し、必要な改善対応を実施しております。当社は、当該システムを通じて各子会社における内部管理体制の状況を確認し、各子会社に対して必要な指導・支援を実施しております。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築しております。

- カ. 経営監査部門長は、監査計画に従い、子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施し、監査結果を取締役社長及び監査役等に報告しております。また、子会社の取締役社長に監査結果を通知するとともに、監査指摘事項への対応状況を確認し、取締役社長及び監査役等に報告しております。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築することにより、当社グループの利益の最大化を図っております。

監査役職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役職務を補助するため監査役室を設置し、従業員2名を専任者として配置しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行っております。当該従業員は、監査役室の専任者であり、もっぱら監査役の指揮命令に従って業務を行っております。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたときは、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して都度報告を行っております。
- イ. 国内の子会社は、当事業年度中に2回開催された「グループ監査役連絡会」や当社監査役による往査等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告しております。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供し、監査役は出席した会議において必要な発言を適宜行っております。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社は、監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に定めております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条及び「監査役監査基準」に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を監査役に支払うための処理を行っております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、監査役が定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、定期的かつ必要に応じて監査役と情報交換等を行っております。
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を適切に監査役に報告しております。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針及び計画について監査役と事前協議を行い、当該協議に基づき経営監査を実施するとともに、経営監査結果を監査役に都度報告しております。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について、定期的に会計監査人に説明及び報告を行わせております。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算及び四半期決算について、取締役会の承認等の前に必ず監査役に説明を行っております。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事については、監査役に事前連絡及び説明を行った上で、決定しております。
- キ. 取締役及び執行役員は、内部統制関連部門による業務プロセスを対象とした監査の実施結果等を、監査役に都度報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

・剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資などを勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の基本方針を踏まえつつ、当事業年度の業績や経営環境などを総合的に勘案した結果、中間配当は1株当たり20円、期末配当は1株当たり10円とし、年間配当は前事業年度に比べ20円減配して1株当たり30円とさせていただきます。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、上記の剰余金の配当を算定しております。

・自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	188,549
現金及び預金	44,907
グループ預け金	8,394
受取手形及び売掛金	59,701
商品及び製品	33,502
仕掛品	4,974
原材料及び貯蔵品	8,026
その他	30,435
貸倒引当金	△1,393
固定資産	99,924
有形固定資産	46,046
建物及び構築物	5,825
機械装置及び運搬具	10,566
工具、器具及び備品	4,971
土地	1,268
リース資産	21,171
建設仮勘定	2,241
無形固定資産	12,376
のれん	2,377
顧客関連資産	426
その他	9,572
投資その他の資産	41,501
投資有価証券	4,276
退職給付に係る資産	1,908
繰延税金資産	21,869
その他	13,466
貸倒引当金	△19
資産合計	288,473

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	130,471
支払手形及び買掛金	54,775
短期借入金	346
リース債務	7,043
未払金	22,101
未払法人税等	3,845
その他	42,358
固定負債	61,617
長期借入金	804
リース債務	18,747
退職給付に係る負債	35,861
その他	6,204
負債合計	192,088
純資産の部	
株主資本	80,612
資本金	39,970
資本剰余金	24
利益剰余金	46,040
自己株式	△5,422
その他の包括利益累計額	6,786
その他有価証券評価差額金	1,208
繰延ヘッジ損益	△4
為替換算調整勘定	7,795
最小年金負債調整額	△521
退職給付に係る調整累計額	△1,691
新株予約権	110
非支配株主持分	8,873
純資産合計	96,384
負債純資産合計	288,473

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		483,799
売上原価		289,093
売上総利益		194,706
販売費及び一般管理費		180,728
営業利益		13,977
営業外収益		
受取利息及び配当金	449	
その他	599	1,049
営業外費用		
支払利息	522	
デリバティブ評価損	150	
為替差損	920	
固定資産除売却損	181	
損害補償金	460	
その他	1,232	3,467
経常利益		11,559
特別利益		
投資有価証券売却益	18	18
特別損失		
固定資産減損損失	85	
投資有価証券評価損	13	
事業構造改革費用	589	
環境対策費	729	1,418
税金等調整前当期純利益		10,159
法人税、住民税及び事業税	5,242	
法人税等調整額	1,394	6,636
当期純利益		3,522
非支配株主に帰属する当期純損失	△207	△207
親会社株主に帰属する当期純利益		3,730

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	39,970	-	45,103	△5,474		79,599
会計方針の変更による 累積的影響額			△44			△44
会計方針の変更を反映 した当期首残高	39,970	-	45,058	△5,474		79,554
当期変動額						
剰余金の配当			△2,748			△2,748
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,730			3,730
自己株式の取得				△10		△10
自己株式の処分		24		62		86
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	24	981	52		1,058
当期末残高	39,970	24	46,040	△5,422		80,612

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	最小年金 負債調整額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,835	21	9,111	△458	788	11,298	147	9,712	100,758
会計方針の変更による 累積的影響額									△44
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,835	21	9,111	△458	788	11,298	147	9,712	100,713
当期変動額									
剰余金の配当									△2,748
親会社株主に帰属する 当期純利益									3,730
自己株式の取得									△10
自己株式の処分									86
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△627	△25	△1,315	△62	△2,480	△4,511	△36	△838	△5,387
当期変動額合計	△627	△25	△1,315	△62	△2,480	△4,511	△36	△838	△4,328
当期末残高	1,208	△4	7,795	△521	△1,691	6,786	110	8,873	96,384

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	102,289
現金及び預金	17,442
グループ預け金	8,001
受取手形	4,221
売掛金	43,628
商品及び製品	13,293
仕掛品	696
原材料及び貯蔵品	2,972
未収入金	7,487
短期貸付金	46,027
その他	2,373
貸倒引当金	△43,856
固定資産	96,801
有形固定資産	10,773
建物	3,824
構築物	140
機械及び装置	933
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	2,851
土地	1,189
リース資産	22
建設仮勘定	1,812
無形固定資産	6,645
ソフトウェア	4,952
その他	1,692
投資その他の資産	79,382
投資有価証券	4,127
関係会社株式	42,737
関係会社出資金	8,868
繰延税金資産	11,731
差入保証金	2,550
長期未収入金	8,449
その他	1,938
貸倒引当金	△1,021
資産合計	199,090

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	102,906
支払手形	384
買掛金	48,186
未払金	11,027
未払費用	6,772
未払法人税等	2,153
預り金	29,386
その他	4,996
固定負債	21,056
退職給付引当金	19,223
その他	1,833
負債合計	123,963
純資産の部	
株主資本	73,831
資本金	39,970
資本剰余金	47
その他資本剰余金	47
利益剰余金	39,235
利益準備金	659
その他利益剰余金	38,576
圧縮記帳積立金	51
繰越利益剰余金	38,524
自己株式	△5,422
評価・換算差額等	1,184
その他有価証券評価差額金	1,189
繰延ヘッジ損益	△4
新株予約権	110
純資産合計	75,126
負債純資産合計	199,090

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		268,970
売上原価		193,758
売上総利益		75,211
販売費及び一般管理費		68,062
営業利益		7,149
営業外収益		
受取利息	719	
受取配当金	1,754	
その他	318	2,792
営業外費用		
支払利息	482	
為替差損	209	
損害補償金	460	
その他	285	1,438
経常利益		8,503
特別利益		
投資有価証券売却益	18	
関係会社株式売却益	1	20
特別損失		
固定資産減損損失	85	
投資有価証券評価損	13	
関係会社株式評価損	226	
貸倒引当金繰入額	3,272	3,598
税引前当期純利益		4,925
法人税、住民税及び事業税	1,395	
法人税等調整額	3,251	4,646
当期純利益		279

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	39,970	22	22	384	51	41,268	41,705	△5,474	76,223
当期変動額									
剰余金の配当				274		△3,023	△2,748		△2,748
当期純利益						279	279		279
自己株式の取得								△10	△10
自己株式の処分		24	24					62	86
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	24	24	274	-	△2,744	△2,469	52	△2,392
当期末残高	39,970	47	47	659	51	38,524	39,235	△5,422	73,831

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,505	21	1,526	147	77,898
当期変動額					
剰余金の配当					△2,748
当期純利益					279
自己株式の取得					△10
自己株式の処分					86
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△316	△25	△341	△36	△378
当期変動額合計	△316	△25	△341	△36	△2,771
当期末残高	1,189	△4	1,184	110	75,126

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萩 森 正 彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 信 一	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月8日

東芝テック株式会社 監査役会

監査役（常勤）	佐藤吉成	Ⓔ
監査役（常勤）	鈴木道雄	Ⓔ
監査役	田淵秀夫	Ⓔ
監査役	奥宮京子	Ⓔ

注）監査役田淵秀夫及び監査役奥宮京子は、社外監査役であります。

以上



UD FONT

